

香川県報



号 外

平成 16 年

10月15日(金曜日)

条 例

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県立東山魁夷せとうち美術館条例 (教育委員会) 三
- 香川県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (政策課 業務感染症対策課) 六
- 丸亀市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 (自治振興課) 七
- 香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例 (環境・水政策課) 八
- 香川県産業交流センター条例の一部を改正する条例 (経営支援課) 九
- 香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 九
- 香川県立学校条例の一部を改正する条例 (教育委員会) 九

本号で公布された条例のあらまし

- 香川県立東山魁夷せとうち美術館条例（平成十六年香川県条例第四十七号）
- 1 東山魁夷の作品等の展示、保管等を行うことにより、本県における文化芸術の振興に寄与する施設として、香川県立東山魁夷せとうち美術館を坂出市に設置するため、この条例を制定することとした。
 - 2 平成十六年十一月一日から施行することとした。
- 香川県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十八号）
- 1 業事法の一部改正並びに丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、新

たに丸亀市を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。

- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は同年三月二十二日から施行することとした。

丸亀市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十六年香川県条例第四十九号）

- 1 丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに丸亀市を設置することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年三月二十二日から施行することとした。

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第五十号）

- 1 都市緑地保全法の一部改正に伴い、自然海浜保全地区として指定しない区域について、引用する法律の題名を改めるほか所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県産業交流センター条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第五十一号）

- 1 香川県産業交流センター（サンメッセ香川）の管理について、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第五十二号）

- 1 香川県サンポート高松交流拠点施設に、新たな施設として、大型テント広場及びアート広場を当分の間設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年十一月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県立学校条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第五十三号)

1 大川地区における生徒数の減少が顕著なことから香川県立大川東高等学校を廃止すること並びに丸龜市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに丸龜市を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十七年三月二十二日から施行することとした。

条 例

香川県立東山魁夷せとち美術館条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十七号

香川県立東山魁夷せとち美術館条例

(設置)

第一条 東山魁夷の作品等の展示、保管等を行うことにより、本県における文化芸術の振興に寄与するため、香川県立東山魁夷せとち美術館(以下「美術館」という。)を坂出市に設置する。

(職員)

第二条 美術館に、館長、学芸員その他の職員を置く。

(使用料の納入)

第三条 美術館を利用する者は、香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十八号

香川県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項を次のように改める。

二十八 薬事法(昭和二十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第四条第一項の規定による許可

ロ 法第四条第二項及び第三十九条第四項の規定による許可の更新

ハ 法第七条第三項ただし書の規定による許可

ニ 法第十条(法第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

ホ 法第十二条第一項の規定による許可(薬局製造販売医薬品の製造販売に

- 係るものに限る。)
- ハ 法第十二条第一項の規定による許可の更新(ホの許可に係るものに限る。)
- ト 法第十三条第一項の規定による許可(薬局製造販売医薬品の製造に係るものに限る。)
- チ 法第十三条第三項の規定による許可の更新(トの許可に係るものに限る。)
- リ 法第十三条第六項の規定による変更及び追加の許可(トの許可に係るものに限る。)
- ヌ 法第十四条第一項の規定による承認(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。)
- ル 法第十四条第九項の規定による変更の承認(ヌの承認に係るものに限る。)
- ヲ 法第十四条第十項の規定による変更の届出の受理(ヌの承認に係るものに限る。)
- ワ 法第十四条の八第三項の規定による届出の受理(ヌの承認に係るものに限る。)
- カ 法第十四条の九第一項の規定による届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)
- ヨ 法第十四条の九第二項の規定による変更の届出の受理(カの届出に係るものに限る。)
- タ 法第十九条の規定による届出の受理(ホ及びトの許可に係るものに限る。)
- レ 法第二十九条第一項の規定による許可
- ソ 法第二十九条の三第一項の規定による届出の受理
- ツ 法第六十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等(ホ及びトの許可に係るものに限る。)
- ネ 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等(イ、レ及びびの許可等に係るものに限る。)
- ナ 法第七十条第一項の規定による措置命令(イ、ホ、ト、レ及びびの許可等に係るものに限る。)
- ヒ 法第七十二条の二の規定による命令(イの許可に係るものに限る。)
- ノ 法第七十二条の三の規定による措置命令(イ、ホ、ト、レ及びびの許可等に係るものに限る。)
- オ 法第七十二条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令(イ、ホ、ト、レ及びびの許可等に係るものに限る。)
- ク 法七十四条の二第一項の規定による承認の取消し(ヌの承認に係るものに限る。)

のに限る。)

ヤ 法第七十四条の二第二項の規定による変更命令（アの承認に係るものに限る。)

ヅ 法第七十四条の二第二項の規定による承認の取消し及び変更命令（アの承認に係るものに限る。)

ケ 法第七十五条第一項の規定による許可の取消し（イ、ホ、ト及びビの許可に係るものに限る。）及び業務の停止命令（イ、ホ、ト、レ及びビの許可等に係るものに限る。)

フ 法第七十六条の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与（ロ、ハ及びチの許可の更新に係るものに限る。)

コ 法第七十七条の四の三の規定による報告の受理（ホの許可に係るものに限る。)

ク 法第七十七条の四の三の規定による報告の受理（ホの許可に係るものに限る。)

エ 政令第一条の規定による届出の受理

テ 政令第四条第一項の規定による許可証（ホ及びハの許可等に係るものに限る。アからキまでにおいて同じ。）の交付

ア 政令第五条第一項の規定による許可証の書換え交付

サ 政令第六条第一項の規定による許可証の再交付

キ 政令第六条第四項及び第七条第一項の規定による許可証の返納の受理

ユ 政令第八条第一項の規定による許可台帳の調製（ホの許可に係るものに限る。)

メ 政令第十一条第一項の規定による許可証（ト及びチの許可等に係るものに限る。ミからエまでにおいて同じ。）の交付

ミ 政令第十二条第一項の規定による許可証の書換え交付

シ 政令第十三条第一項の規定による許可証の再交付

エ 政令第十三条第四項及び第十四条第一項の規定による許可証の返納の受理

理

ヒ 政令第十五条第一項の規定による許可台帳の調製（ト及びリの許可等に係るものに限る。)

モ 政令第十九条第一項の規定による承認台帳の調製（ヌ及びルの承認等に係るものに限る。)

セ 政令第四十四条第一項の規定による許可証（イ、ロ及びビの許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付

ス 政令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付

ソ 政令第四十六条第一項の規定による許可証の再交付

ノ 政令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による許可証の返納の受理

ノ 三 政令第四十八条の規定による許可台帳の調製（イ及びビの許可に係るものに限る。)

別表第一の三十の項中「高松市」を「高松市 丸亀市」に改める。

別表第二の三十の項及び三十一の項中「綾歌町 飯山町 宇多津町」を「宇多津町」に改める。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年香川県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち別表第一の三十三の項の次に三十四の項及び三十五の項を加える改正規定中「綾歌町 飯山町 満濃町」を「満濃町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第一条(香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の二十八の項の改正規定を除く。)及び第二条の規定は同年三月二十二日から施行する。

2 この条例の施行前に憲事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第十七条第二項の規定により行うことができる同法第二条の規定による改定後の憲事法(昭和二十五年法律第四百四十五号)第三十九条第一項の許可(第一条の規定による改定後の香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の二十八の項の規定により高松市長が行うこととなる許可に限る。)の手續に係る事務は、高松市が処理することとする。

丸亀市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十九号

丸亀市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和十九年香川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則の表香川県坂出警察署の項管轄区域の欄中「坂出市」を「丸亀市のうち、飯山町上法重寺、坂出市

飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法重寺、飯山町西坂元、飯山町東小川及び飯山町東坂元」に改

め、「飯山町」を削り、同表香川県綾南警察署の項中「綾歌郡のうち、綾上町、綾南町及び綾歌町」を「丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊

西、綾歌町栗熊東及び綾歌町高熊」に改め、同表香川県丸亀警察署の項管轄区域の欄中「丸亀市」

の下に「のうち、香川県坂出警察署及び香川県綾南警察署の管轄区域を除いた区域」を加える。

(香川県ふじみ園条例の一部改正)

第二条 香川県ふじみ園条例(昭和四十一年香川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「綾歌郡飯山町」を「丸亀市」に改める。

(水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 水道用水供給事業、工業用水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例(昭和四十三年

香川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「綾歌町、飯山町」を削る。

(香川県流域下水道条例の一部改正)

第四条 香川県流域下水道条例(昭和五十八年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「讃岐域下水道」を「丸亀市、坂出市」に改め、「綾歌町、飯山町」

を削る。

(香川県ふじみ園福祉ホーム条例の一部改正)

第五条 香川県ふじみ園福祉ホーム条例(昭和六十一年香川県条例第一号)の一部を次のように改正

する。

第一条中「綾歌郡飯山町」を「丸亀市」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県条例第五十号

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

香川県自然海浜保全条例(昭和五十五年香川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号を次のように改める。

八 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条に規定する緑地保全地域(同法第二十条第

一項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。)の区域及び同法第十

二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県産業交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県条例第五十一号

香川県産業交流センター条例の一部を改正する条例

香川県産業交流センター条例(平成五年香川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 サクセス香川の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の一

第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものぞ、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 サンメッセ香川の平等な利用が確保されること。
二 サンメッセ香川の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、サンメッセ香川の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
三 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。
四 その他サンメッセ香川の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、サンメッセ香川の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正前の第三条の規定は、改正後の第三条第一項の規定による指定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十二号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設条例(平成十五年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、当分の間、次に掲げる施設を交流拠点施設を構成する施設とする。

一 大型テント広場

二 アート広場

第二条中「除く。」の次に「及び第三項各号」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法

第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、

同様とする。

附 則

(施行期日)

